

議 事 概 要

会議の名称 令和3年度第4回長久手市国民健康保険運営協議会

開催日時 令和4年1月24日(月) 午後1時30分から午後2時20分まで

開催場所 エコハウス 多目的室

出席者氏名

被保険者代表委員	松原 純二
被保険者代表委員	村田 昌克
被保険者代表委員	加藤 恵
国民健康保険医代表委員	塚本 正美
国民健康保険薬剤師代表委員	大木 剛
公益代表委員	土方 義信
公益代表委員	山田 豊美
公益代表委員	篠壁 多恵
事務局 福祉部長	川本 満男
保険医療課長	林 元美
同課長補佐	森 健一
国保年金係長	浜田 のぞみ

傍聴者人数 2名

会議の公開・非公開 公開

議題

- 1 長久手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 2 長久手市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則について

問い合わせ先 長久手市福祉部保険医療課国保年金係

電話 0561-56-0618

議 事 録

1 あいさつ 会長 土方 義信

2 議事録署名者の指名

長久手市国民健康保険条例施行規則第6条第2項の規定により、加藤恵委員、塚本正美委員を指名。

3 議題

長久手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）

(1) 基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額の改正
事務局説明 別紙1及び参考資料により長久手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（税率の改正）について説明。

質疑応答・意見等

事務局 事前に委員から質問を受けているのでここで回答を行う。

「参考資料のうち、一番下に記載されている基金繰入金 7,368 万円（1人あたり 8,771 円）は保険税収入の不足分を補っているもので、基金の繰入れにより令和4年度の1人あたり保険税額の増額が 5,254 円に抑えられており、仮に基金の繰入れをしなければ1人あたり保険税額の増額は 5,254 円 + 8,771 円で 14,025 円程度になるのか。」という質問があった。

仮に基金からの繰入れをしない場合は、財源を確保するため、一般会計からの繰入額を増やすか保険税率を上げて税収を増やすかという選択になる。

もう一つ質問を受けている。

「別紙1で基礎課税額の平等割額が令和3年度比 200 円の減額となっている。増額傾向の改正の中でこの項目が減額になるのはなぜか。」

県から示される標準保険税率は各項目ごとに示されており、令和4年度の額として示された基礎課税額の平等割額が現在の長久手市の税額より低かったためである。

会長 令和4年度は基金を 7,368 万円繰入れることで1人当たりの負担を軽減しているが、令和5年度も同様に基金から繰入していくのか。令和3年度の決算で余剰金が出れば、基金に積み立てることができるが、余剰金がなく基金に積み立てることができず、令和5年度に基金繰入金を使うことができない場合、参考資料の令和5年度1人あたり保険

税の増額が 5,255 円より大きくなるのではないか。

事務局 基金の繰入れについては、来年度予算では 7,368 万円計上しているが、予算どおり繰入れを行っても 4,000 万円程度残る見込である。また今年度の決算が終わり、繰越金が発生した場合は、令和 4 年度の歳出の不足を補った上で、残額を基金に積み立てるか、もしくは一般会計からの繰入れを減らすかという選択になる。今後の歳入歳出の状況を見て検討していく。また、令和 4 年度の基金からの繰入れについては、実際の保険税の収入状況や支出の状況を見て、予算どおり繰入れるかどうか検討していくことになる。

令和 5 年度の保険税について、標準保険税率まで引き上げた場合には、一般会計からの繰入金のうち赤字分と基金からの繰入れは解消できる見込であるため、参考資料に記載の令和 5 年度保険税額は基金からの繰入れをしない場合の金額である。

委員 (その他意見なし)

会長 意見がないようなので、諮問事項の別紙 1 長久手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)については、「諮問のとおり改正を行うことで異議なし」として市長に答申する。

(2) 国民健康保険税課税限度額の引き上げ

事務局説明 別紙 2 により長久手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(課税限度額の引上げ)について説明。

質疑応答・意見等

事務局 事前質問について回答させていただく。

「課税限度額の引き上げは高所得者の保険税を引き上げることで、限度額を超える高所得者が 106 世帯になる見込とのことだが、国保加入世帯数と全体に占める高所得者の割合はどれほどか。」という質問を受けている。

試算した令和 4 年 1 月時点で国保加入世帯は 5,474 世帯であり、限度額超過世帯は全体の約 1.9%である。

委員 (その他意見なし)

会長 意見がないようなので、諮問事項の別紙 2 長久手市国民健康保険税条

例の一部を改正する条例については、「諮問のとおり改正することに異議なし」として市長に答申する。

長久手市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則（案）

(3) 長久手市国民健康保険運営協議会のオンライン開催について

事務局説明 別紙3により、長久手市国民健康保険運営協議会のオンライン開催について説明

質疑応答・意見等

会長 質問はありますか。

会長 これからすべてオンラインで会議を開催するというわけではなく、オンライン開催もできるようにするということか。

事務局 そのとおり。

会長 その他、質問がなければ、この規則改正について異議なしというところでよろしいか。

委員 (異議なし)

会長 では、事務局は長久手市国民健康保険条例施行規則について所要の改正を行ってください。

4 その他

事務局 もう一問、事前に質問を受けていたため回答する。

「新型コロナウイルス感染症の影響を受けた人への国民健康保険税の減免の状況はどうか。また、令和2年度に国民健康保険条例の一部を改正し傷病手当金を支給することにしたが適用期間は延長されているのか。支給実績はあるか。」という質問であった。

まず減免の状況について、令和2年度に申請があった件数は令和元年度分が37件で減免額は542,300円、令和2年度分が52件、6,628,100円であった。また、令和3年度の申請については10月末現在で、令和2年度分が1件、4,400円、令和3年度分が22件、2,183,000円であった。

傷病手当については、適用期間を国民健康保険条例施行規則で定めている。国からの期間延長に関する通知に基づき規則改正を行い、現在の適用期間は令和4年3月末までとなっている。支給状況について、令和2年度は1件35,937円、令和3年度は令和3年12月末までに4件165,904円支給している。

事務局 また、本日予定されていた議題「令和3年度長久手市国民健康保険

保健事業実績報告」については、会議の時間短縮のため、資料の事前配付のみとした。ご意見、ご質問等があれば、ぜひ事務局までお知らせいただきたい。

事務局 最後に、諮問事項の今後の手続きについて説明する。

諮問事項のうち、別紙1の税率改定についての長久手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、この3月議会に議案を提出する。

別紙2の地方税法施行令の改正に伴う課税限度額の引上げにかかる長久手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については4月1日施行に向け3月末に専決処分にて改正し、5月臨時議会で承認を受ける予定となっている。

事務局 今年度の国保運営協議会は本日が最後となるが、来年度以降も保険税改正案等を提案していくので委員のみなさまにはご協力いただきたい。

会長 事務局は、来年度以降も事業費納付金や標準保険税率、そして国保加入者の状況をみながら、税率改正案を国保運営協議会で提案していただきたい。

会長 以上をもって、令和3年度第4回長久手市国民健康保険運営協議会を終了とする。

午後2時20分終了